

平成30年度 雲仙市入札監視委員会 第2回定例会 議事概要	
開催日時	平成30年11月20日（火） 午後2時00分～午後4時10分
開催場所	雲仙市役所別館3階会議室1
次 第	1. 開会 2. 指名停止措置案件の報告について 3. 抽出案件の審議について ① 市道瑞穂大川高田線測量設計業務 ② 愛野総合支所解体工事実施設計業務 ③ 雲仙メモリアルホール屋根改修工事実施設計業務 ④ 雲仙市学校施設長寿命化計画策定業務 ⑤ 瑞穂中学校校舎正面玄関外壁改修工事 ⑥ 玉垣住宅法面補修工事 ⑦ 京泊（南串山）漁港地方創生港整備推進交付金工事 ⑧ 京泊漁港施設安全対策工事 4. 平成29年5月雲仙市入札監視委員会意見書対応状況について 5. その他
委 員 (出席者)	委員長（技術分野） 中村 聖三 委 員（法律分野） 川島 陽介 委 員（学識経験者） 宅島 良則 委 員（学識経験者） 草野 美津子

主な意見・質問	市側説明・回答
①市道瑞穂大川高田線測量設計業務 (委員) 建設コンサルタント業務において、道路測量業務は落札率が高い。 (委員) 建設コンサルタント業務の中でも、業種ごとに最低制限価格の率を変えることは考えていないのか。 ②愛野総合支所解体工事实施設計業務 (委員) 落札者を除いて全てが超過又は失格となっている。 (委員) 応札価格がバラバラであるところの分析は行っているのか。 (委員) 失格となった業者については、ある程度同じ要因としてそのように考えられるが、予定価格を上回った業者については何か不自然さを感じられる。その点の説明はできるか。	(事務局) 落札率については、県や他の自治体も同様に高い傾向にある。平成 29 年度より市内の営業所に加え、近隣市から 2 割程度指名選定し、指名業者の固定化を回避する対応をとっている。 (事務局) 平成 28 年度から近隣市と同時に導入した制度なので、足並みを揃えて今後の検討事項とさせていただきたい。 (担当課) 本業務においては、国交省告示第 15 号に基づき積算している。応札した業者にアンケート調査を行った結果、国交省告示第 15 号をもとに積算している業者と自社の積算基準により積算している業者がほぼ半数ずつであり、その結果応札額にばらつきがあったと考えている。 (担当課) 国交省告示第 15 号に基づいて積算している業者であっても、平成 30 年度からの補正係数の変更に対応してしなかったため、結果として失格となったところもあるようだ。 (担当課) 上回った業者については、複雑な国交省告示第 15 号を用いず、独自の積算方法を用いていたことが事後のアンケート調査にて分かっている。また国交省告示第 15 号の積算基準は複雑で理解するのが難しいとの意見もあった。

③雲仙メモリアルホール屋根改修工事実施設計業務 （委員） 最低制限価格以下の入札が４社あるが、価格の設定は適切であったか。 （委員） 仮に同日に同様の入札が２件あり、片方を辞退し、もう片方に入札した場合、何か調査するのか。 ④雲仙市学校施設長寿命化計画策定業務 （委員） １社が非常に高い価格で入札しているが指名はどのように行ったのか。（能力を有していたのか）。当業者はこれ以後の指名を受けていないようである。 ⑤瑞穂中学校校舎正面玄関外壁改修工事 （委員） 入札参加業者１２業者中、半数が失格となっている。 （委員） ７５％を県単価で積算するという前提について業者は知っているにもかかわらず、なぜ失格となった業者が多くいるのか。刊行物の単価と非公表の県単価は、どちらが実勢に近いのか。 （委員）	（担当課） 積算方法については、先ほどの案件と同様に告示第１５条を使用している。各社、補正率等を考慮した結果、最低制限価格以下となったと考えている。 （事務局） 片方しか辞退届が出されていない場合などは、電話等で確認をしている。 （事務局） 当該業者は同種業務の受注実績も多いことから能力的にはあると判断している。これ以降指名されていない点については、所在地が長崎市であるため、指名要件の地域性で優先順位が低いため、結果的に指名されていない。 （事務局） この案件については、全積算の７５％で非公表である県単価を採用している。非公表単価については、各社が独自に刊行物や過去の実績などを用いて積算しているものと思われるため、失格者が多い結果となったと考えている。 （担当課） 県単価は少し高いと感じているが、まずは県単価を採用するということを原則としている。Ａランクの業者であれば非公表の県単価をある程度掴んでいるが、Ｃランクの業者の多くは掴んでいないと思われる。 （担当課）
---	--

県単価を掴んでいる業者と掴んでいない業者がいると落札者が固定化されないか。競争性を高めるために何らかの働きかけをすべきではないか。 (委員) 入札結果に問題がなければいいが、落札者が固定化されるような傾向が見られるようであれば、業者からの要望を待つのではなく、市からアクションを起こす必要があると思う。今のところ問題はないと判断しているのか。 ⑥玉垣住宅法面補修工事 (委員) 本気で落札意思があると感じられるのが1社のみである。辞退後の対応についての制限を確認したい。 (委員) 辞退後に下請けに入ることも可能と思われるが。 (委員) 工事期間などが重なると人手不足になることが想像できる。発注時期をずらす検討はしないのか。	業者から要望等があれば勉強会等を検討したいと思う。 (担当課) 今年度の落札者を見ると、固定化はされていないと判断している。 (事務局) 落札結果について、担当課で調査したところ、積算に誤りがある業者が多かった。誤った積算額に最低制限価格帯を狙った率を掛けて入札している業者もいることから、落札意思がなかったとは考えていない。 辞退後の対応については、作業員の確保が困難等の理由であるため、対応措置はとっていない。 不参加者に対しては、その都度電話にて注意している。連絡しても設計図書も入手しない不誠実な者に対しては、上半期の状況を見ながら、指名選定を考慮している。 (事務局) 下請けに入っているかどうかの調査は行っていない。今後は、検討のうえ対応していきたい。 (事務局) 発注は基本的に早期発注としている。担当課においては、年次計画で発注時期が重ならないように配慮している。
--	---

⑦京泊（南串山）漁港地方創生港整備推進交付金工事 （委員） 入札業者が少ない。 （委員） 最低制限価格のランダム係数は入札結果に影響していないか。 ⑧京泊漁港施設安全対策工事 （委員） 落札率が高く、応札者が少ない。 （委員） 応札者が少ない場合、何故参加しないのか理由を聞いたりしないのか。 （委員長） 審議の結果、建設工事等の入札が適正に執行されていることを確認しました。	（事務局） 36m程の橋を輸送するため、海上輸送が容易な場所に立地している業者や船を保有する業者が費用面で有利なため、参加者が少なかったと推測している。 （担当課） 仮に最低のランダム係数であれば失格者のうちの１社が落札していた。もう１社については、積算に誤りがあったと考えられる。 （事務局） 当初は過去５年間の同種工事の施工実績を求める公告案であったが、昨年、一昨年の同様案件の参加者数が少なかったため、入札審査委員会において、過去１０年間の同種工事の施工実績を求める公告案に変更し、参加しやすいよう条件を拡大したが、思うような結果とならなかった。 落札率が高くなった要因としては、落札者の工事費内訳書において、長さの規格が違う材料に同じ単価を採用したため、設計と差異が発生している。見積額の約９０％で応札していることから結果として予定価格の範囲内となり落札率が高くなっている。 応札者が少なかった理由としては、工事の施工環境や条件から、敬遠されたのではないかと考えている。 （事務局） 応札者が１社や０社であれば聞き取りを行うことも考えるが、３社は応札しており、適正な入札であったと考えている。
---	--

